



参考資料

1 田原本町地域福祉計画策定委員会規則

平成29年3月23日

規則第4号

改正 令和4年4月1日規則第6—2号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例（平成26年9月田原本町条例第13号）第2条の規定に基づき、田原本町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田原本町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域福祉に関係する団体の代表
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から地域福祉計画の策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 策定委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地域福祉計画を策定する年度内において最初に開かれる策定委員会の会議は町長が、それ以降の会議は会長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第6—2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

区分	氏 名	所属・役職等	備 考
地域福祉に関する団体の代表	中西 秀和	田原本町自治連合会長	
	岩田 成弘	社会教育委員	
	上田 剛裕	田原本町商工会事務局長	
	大橋 明子	老人クラブ連合会会長	
	村田 稔治	田原本町民生児童委員協議会 会長	
	米田 正子	田原本町ボランティア連絡協議会 会長	
	得津 光美	すまいるクラブ代表	
	廣田 浩子	NPO法人ハッピースマイル代表	
	渡辺 一城	天理大学人間学部人間関係学科 社会福祉専攻 教授	会長
	岡本 晴子	奈良県社会福祉協議会 地域福祉課長	
関係行政機関の代表	藤本 勇樹	田原本町社会福祉協議会 事務局長	
	南 英延	奈良県中和福祉事務所長	
	富岡 公子	奈良県中和保健所嘱託医 奈良県立医科大学 県民健康増進支援センター 特任准教授	
	工藤 華代	健康福祉部長	

3 田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

期日	会議の内容
令和3年 12月21日	第1回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) 会長の選任について (2) 田原本町地域福祉計画の概要と策定スケジュールについて (3) アンケート調査(案)について
令和4年 2月7日～2月22日	アンケート調査の実施 調査対象：田原本町在住の18歳以上80歳未満の方から無作為に選んだ2,000名
令和4年 7月6日～7月31日	ヒアリング調査の実施 調査対象：地域福祉に関わる団体・機関等
令和4年 7月14日	ワークショップの実施 参加団体：民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、子ども会連絡協議会、ボランティア連絡協議会、商工会青年部
令和4年 9月30日	第2回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉に関するアンケート、団体ヒアリング、ワークショップの報告 (2) 現状・課題について (3) 骨子案について
令和4年 12月23日	第3回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) 素案の確認について (2) 今後のスケジュールについて
令和5年 1月20日～2月2日	パブリックコメントの実施
令和5年 2月16日	第4回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメント結果について (2) 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

4 用語解説

あ行

○アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報提供・支援を行うこと。

○新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を、日常生活に取り入れた生活様式のこと。

○SNS

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

○NPO

社会的な活動をする民間の非営利組織

か行

○企業における「社会貢献活動」

企業による営利活動を通して、ボランティアへの援助、特定の慈善活動への人材資機材の供出、寄付等。

○希死念慮

具体的な理由はないが漠然と死を願う状態。

○共生型サービス

介護保険事業所や障害福祉事業所が共生型サービスの指定を受ければ、高齢者と障がい児・障がい者を一緒にデイサービスやショートステイで受け入れたり、同じ事業所からホームヘルプサービスを提供したりできるようになるサービスのこと。

○共同募金

社会福祉法では、共同募金を「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定している。赤い羽根をシンボルとする共同募金は、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されている。

○ケアマネジャー

介護が必要な高齢者や家族が求める適切なサービスが受けられるよう、利用者や家族の希望に添ったケアプランを作成したり、市町村やサービス事業者との連絡調整、介護保険の給付管理、医療との連携、施設の紹介などを行ったりする人。

○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

○権利擁護

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。

○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。

○更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

○子育て世代包括支援センター

安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指す総合相談窓口。

○協議体

地域包括ケア社会の実現に向け、地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援等サービスを担う多様な関係主体等の情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する仕組み。

○CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

地域福祉を進めるための専門職。住民と協働で「制度の狭間」にある人たちを発見し、その解決をめざす。行政と住民をつなぐ役割も担う。

さ行

○再犯防止推進計画

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援等を行うための施策を盛り込んだ計画。

○サロン

身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場。

○社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

○社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。（社会福祉法第 24 条第 2 項）

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

○住民参加

行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。

○住民参加型在宅福祉サービス

制度の枠にとらわれず、サービスを利用する人も提供する人も同じ地域に住む住民同士で生活全体を支えあう活動。活動を持続させるため、会員制や有償での仕組みをとっていることが多い。

○小地域福祉活動

身近な地域で支えあう仕組みを築き、住民が、それぞれの地域の困り事や心配事等の解決に向けた方法や活動内容を考え、地域で取り組んでいく活動。

○自立支援医療

更生医療、育成医療、精神通院医療の 3 つに分かれていて、医療費の一部を患者が負担し（原則 1 割）、残りの医療費を町が負担している。

更生医療は身体障害がある人の障害程度を軽くしたり、手術で能力を高めたりする医療。育成医療は身体障害がある児童の障害程度を軽くしたり、手術で能力を高めたりする医療。精神通院医療は精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行う必要がある人のための医療。

○自立支援協議会

障害者自立支援法等の一部改正により、平成 24 年 4 月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている機関。

○生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする事業。

○生活支援コーディネーター

地域包括ケア社会の実現に向け、地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援等サービスの資源開発、生活支援等サービス提供主体間のネットワークの構築等を行う人のこと。

○生活支援サービス

見守りや外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援等の地域で支援が必要な人のニーズに合った多様なサービスを住民主体、NPO、民間企業等多様な主体により提供する。

○生活自立サポートセンター

失業や病気等、生活上の様々な問題でお困りの方の相談を受け、自立した日常生活を送ることができるよう支援する支援機関。

○制度の狭間

既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。

○成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により、財産管理や契約等様々な手続きを行うことが難しい方に対して、家庭裁判所で選任された後見人等がサポートを行う制度。

た行

○ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い。

○地域包括ケアシステム

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。

○地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組み。

○地域生活定着支援センター

矯正施設（刑務所、少年院）退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、福祉事業所への入所等）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるために、都道府県に1か所設置。

○地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。

○地域力の向上

行政をはじめ、住民や自治会、NPO など地域の構成員が、協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくこと。

な行

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

○乳児家庭全戸訪問事業

出産後から生後4ヶ月になるまでの全家庭を対象に、専門職が家庭訪問をする事業。

○認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

は行

○8050問題

80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。

○パブリックコメント

町の重要な施策を策定するときに、その施策の案等を公表して広く住民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行うこと。

○避難行動要支援者

災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人。

○ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の方等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

○福祉協力店

募金箱の設置や福祉情報に関する広報紙の配布・配架、地域福祉活動の推進に協力していただく店舗や事業所等。

○プラットフォーム

網状の組織のようにつながったネットワークのつながりを支える「基盤」「土台」「システム」。地域福祉においては、子どもから高齢者までだれもが気軽に立ち寄ることができる地域の居場所や世代間交流の場、地域における様々な困りごとに対する相談の場などである。

○ボランティアセンター

ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている機関。

ま行

○民生児童委員

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、町や関係機関へ橋渡しする支援等を行う。

○メンタルヘルス

精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生等と称される。

や行

○ヤングケアラー

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満の子ども。

○有償ボランティア

少額の報酬を伴うボランティア活動。

○要配慮者（避難行動要支援者）

これまでよく使われていた、「災害時要援護者」というかわりに、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により使用されるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。この法改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けること等が規定されている。

○養育支援訪問事業

養育について、継続的に助言や見守りの支援が必要な家庭を専門職が訪問する事業。

わ行

○ワークショップ

講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学習。

第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年3月

発行：田原本町健康福祉部健康福祉課・田原本町社会福祉協議会

田原本町健康福祉部健康福祉課	〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1
	電 話：0744-34-2098 F A X：0744-32-2977
田原本町社会福祉協議会	〒636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 336-1
	電 話：0744-34-2118 F A X：0744-34-7305